

2003 年

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する 官民合同会議の防犯性能試験申請のご案内（2003 年 11 月）

（一般（非会員）向け）平成 15 年 12 月 1 日

社団法人 日本シャッター・ドア協会

「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（以下、「官民合同会議」という）は、平成 15 年度末を目途に防犯性能の高い建物部品目録を公表する予定ですが、社団法人 日本シャッター・ドア協会は、建物部品の行う防犯性能試験の申請窓口となりました。建物部品の製造業者は、誰でも申請することができます。建物部品の申請要領等に関する書類を御覧いただく場合は、下記の該当する建物部品名をクリックしてください。なお、「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」及び建物部品ごとに定められた「試験に関する細則」を予め御覧下さい。窓シャッターの申請要領に関しては、当協会業務担当あてにお問い合わせ願います。連絡先は、TEL 03-3288-1281 です。

なお、申請期間ですが、都合により、下記に変更しました。

変更後の申請期間：平成 15 年 11 月 4 日（火）～平成 15 年 12 月 24 日（水）

■重量シャッター、軽量シャッター、シャッター用スイッチボックス

・試験申請要領（PDF） http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/pdf/doc_0312.pdf

・申請書類リスト

建物部品種別	申請書類
重量シャッター	受験申込書（様式 1）(Word)
	試験体図（様式 2 重・軽）(Word)
	施工要領書
	構造説明図書（様式 3 重・軽）(Word)
	合同試験委任状（様式 4）(Word)
軽量シャッター	受験申込書（様式 1）(Word)
	試験体図（様式 2 重・軽）(Word)
	施工要領書
	構造説明図書（様式 3 重・軽）(Word)
	合同試験委任状（様式 4）(Word)
シャッター用スイッチボックス	受験申込書（様式 1）(Word)
	試験体図（様式 2 SB）(Word)
	構造説明図書（様式 3 SB）(Word)
	合同試験委任状（様式 4）(Word)

■ ドア (B 種)

- ・ 試験申請要領 (PDF) http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/pdf/list_0312.pdf
- ・ 申請書類リスト (Excel)
 1. 受験申込書 (様式 1A)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/1_0312.xls
 2. 委任状 (様式 1B)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/2_0312.xls
 3. 試験体図 (姿図) (様式 2)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/3_0312.xls
 4. 試験体図 (断面図) (様式 3)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/4_0312.xls
 5. 仕様説明図面 (様式 4)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/5_0312.xls
 6. 試験体取付枠図面 (様式 5)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/6_0312.xls
 7. 主構成材料表 (様式 6)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/7_0312.xls
 8. 納まり図面 (様式 7)
http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/files/8_0312.xls

シャッター・オーバーヘッドドアにおける風圧力基準を統一 (2003 年 8 月)

平成 12 年に施行された改正建築基準法に伴い、当協会ではシャッターやオーバーヘッドドアなど、外部に面する建具の風圧力に対する構造上の安全性について検討、協議を行ってきた。改正建築基準法には、シャッター他に関する風圧力の規定はないが、設計士をはじめとするお客様からの質問や問い合わせに的確に対応できるよう、当協会ではこのたび風圧力の算定の考え方、耐風圧力計算の基準を統一した。それに伴い、「シャッター・オーバーヘッドドアの耐風圧強度計算基準」の内容の見直しもあわせて行い、同改訂版は 9 月中に会員に配布される予定となっている。

外壁まわりのシャッターやオーバーヘッドドアの設定風圧力は、顧客の要求パターンにより、次のように対応します。

1. 顧客から風圧力等の指定又は条件の提示がある場合

顧客から風圧力を指定されたり、指定基準や風圧力の算定に必要な条件の提示があった場合は、これに従い風圧力を設定、ないし算定します。

2. 「建築工事共通仕様書」の適用を受ける建築工事の場合

シャッターやオーバーヘッドドアを設置する建物が国土交通省の「建築工事共通仕様書」の適用を受ける建築工事で、特に風圧力の指定 (特記) がない場合は、「旧建築基準法施行令第 87 条」に則って算定します。「旧建築基準法施行令第 87 条」とは、改正前の建築基準法に規定された公の基準として、これまで長年にわたり使用されてきたものであり、公的機関をはじめ、建築関連業界からの当協会に関わる製品に対する要求性能は、この基準に基づいたものです。

《風圧力の算定式》

風圧力 $P = q \times C1 \times C2$ [N / m²]

a. 速度圧 $q = 60\sqrt{h}$ [Kg f / m²]

$= 9.8 \times 60\sqrt{h}$ [N / m²]

ここで、 h : 地盤面からの高さ [m]

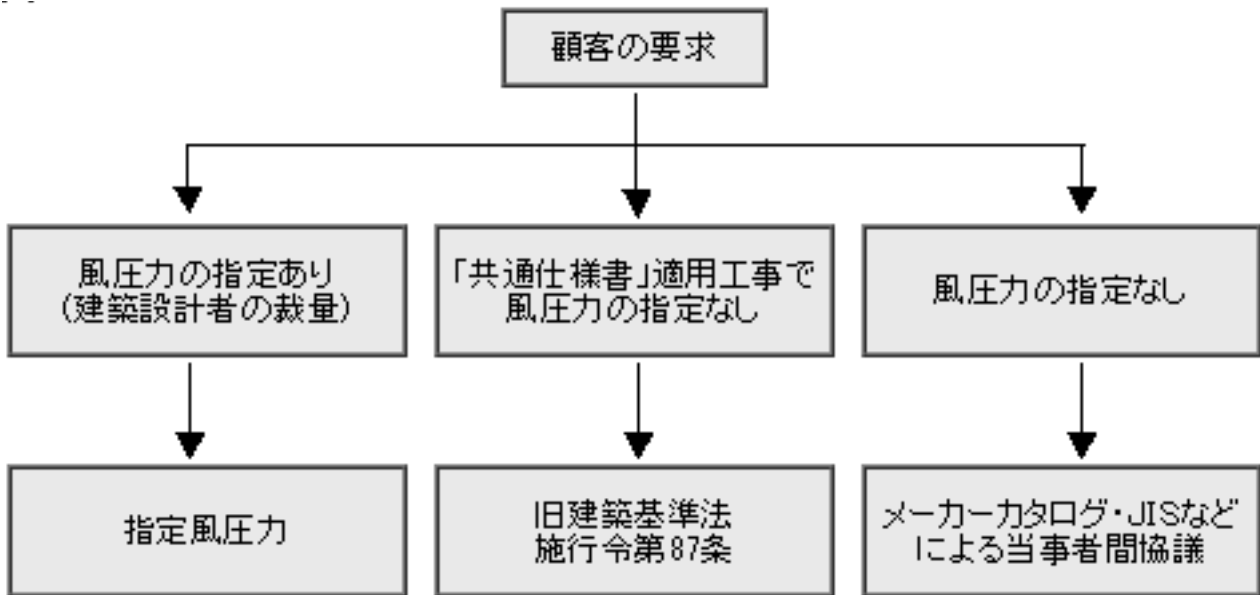
b. 風力係数 $C1$ 旧建築基準法施行令第 87 条による。

c. 速度圧低減係数 $C2$ 昭和 27 年建設省告示第 1074 号による。

3. 風圧力の指定が特にない場合

民間工事等で、特に風圧力の指定がない場合は、当協会が別途定める「耐風圧強度計算基準」に基づく製品の耐風圧強度（許容風圧力）をもとに、顧客（発注者）と会員各社（生産者）両者の当事者間協議により風圧力を確認します。

建物の設置場所や立地環境及び形状等を考慮した上で、適切な強さの製品を顧客へ提案するものとします。



4. 風圧力の算定

I. 風圧力で指定された場合

$$P = \text{指定風圧力} \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

II. 旧建築基準法施行令第 87 条及び昭和 27 年建設省告示第 1074 号による場合

(1) 速度圧を求める。

a. 地盤面からの高さが 16m 以下の場合

$$q = 60\sqrt{h} \quad [\text{k g f} / \text{m}^2] = 9.8 \times 60\sqrt{h} \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

b. 地盤面からの高さが 16m を超える場合

$$q = 1204\sqrt{h} \quad [\text{k g f} / \text{m}^2] = 9.8 \times 1204\sqrt{h} \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

(2) 風力係数及び地域による速度圧低減係数を選定する。

風力係数 C1 : 旧建築基準法施行令第 87 条による

速度圧低減定数 C2 : 昭和 27 年建設省告示第 1074 号による

(3) 風圧力を求める。

$$P = q \times C1 \times C2 \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

III. 風速から求める場合

(1) 速度圧を求める。

a. 地盤面からの高さが 16m 以下の場合

$$q = 0.058 V^2 \times (h / 15)^{1/2} \quad [\text{k g f} / \text{m}^2] \\ = 9.8 \times 0.058 V^2 \times (h / 15)^{1/2} \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

b. 地盤面からの高さが 16m を超える場合

$$q = 0.058 V^2 \times (h / 15)^{1/4} \quad [\text{k g f} / \text{m}^2] \\ = 9.8 \times 0.058 V^2 \times (h / 15)^{1/4} \quad [\text{N} / \text{m}^2]$$

(2) 風力係数及び地域による速度圧低減係数を選定する。

風力係数 C1：旧建築基準法施行令第 87 条による

速度圧低減定数 C2：昭和 27 年建設省告示第 1074 号による

(3) 風圧力を求める。

$$P = q \times C1 \times C2 \text{ [N / m}^2\text{]}$$

IV. 風圧力の指定がない場合

風圧力は、メーカーのカタログ値又は J I S などによる当事者間協議とする。

エレベータ前防火区画に用いる特定防火設備 「鋼製折りたたみ戸」の国土交通大臣認定を取得（2003 年 4 月）

当協会と（社）日本サッシ協会は合同で、「鋼製折りたたみ戸」に関し、遮煙性能を有した特定防火設備の大臣認定を平成 15 年 3 月 26 日付けで取得しました。

認定番号は「CAS-0040」、名称は「鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）」、対象条文は「建築基準法施行令第 112 条 14 項第二号（遮煙性能を有する防火設備）」となっています。

当協会では平成 14 年 5 月 31 日付けで、鋼製シャッターと鋼製開き戸に関する大臣認定（CAS-0002）を既に取得していますが、エレベータの昇降路前は防火設備を設置するためのスペースが取りにくいと、狭いスペースでも対応できる大臣認定品の要望が以前よりありました。そのため、鋼製折りたたみ戸について、大臣認定に必要な申請書類を平成 15 年 1 月 15 日に（財）建材試験センターに提出。同センターでの性能評価基準に適合し、国土交通省への申請がなされたのを受けて、今回の大臣認定取得となりました。

当協会は、4 月 18 日付けで会員に対して大臣認定品（CAS-0040）の使用登録申請の案内を行い受け付けを開始しましたが、今後は CAS 専門委員会の審査を経た上で、同認定品の製造・供給に関する使用契約を交わすこととなります。また、使用契約を交わした会員が大臣認定品を施工する場合は、その品質保証の証として大臣認定番号と会員番号他が記載された証紙を貼付することとなります。

今回の鋼製折りたたみ戸の申請にあたり、CAS-0002（鋼製シャッター・鋼製開き戸）、CAS-0003（耐熱板ガラス入り鋼製開き戸）、CAS-0004（木質系開き戸）、CAS-0014（網入り板ガラス入り鋼製開き戸）との組み合わせを織り込んだことで大臣認定品の名称が「鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）」となっていますが、あくまでも「鋼製折りたたみ戸」単独の認定となります。なお、鋼製折りたたみ戸とそれ以外の大臣認定品を組み合わせで設置する場合は、それぞれの大臣認定品について、CAS-0002（当協会）、CAS-0014（（社）日本サッシ協会）、CAS-0003、CAS-0004（（社）カーテンウォール・防火開口部協会）の使用登録通知書を取得していることが必要となります。

・ 認定書 <http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/pdf/cas-0040.pdf>

シャッター・ドアの防犯性能に関する今後のあり方が公表される（2003年3月）

平成14年11月、警察庁、国土交通省、経済産業省及び関係団体により「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置され検討してきましたが、この度、中間取りまとめが公表されました。同合同会議には部品別の検討委員会があり、JSDAでは「シャッター・ドア・サッシ検討委員会」に出席し、検討を続けてきました。今回の中間取りまとめでは、シャッター、ドアの防犯性能の定義やその評価方法が示され、5分間を超えて侵入を防ぐという当面の防犯性能の目安も公表されました。最終的には、平成16年3月をめどに「防犯性能の高い建物部品目録」としてまとめられ、公表されます。詳しくは、下記の警察庁のホームページをご覧ください。

・警察庁のホームページ <http://www.npa.go.jp/safetylife/seiankis4/tatemonobuhinn.htm>